

# 反障害通信

8 号

06.8.9

## 自己責任と社会の責任・社会的責任

自己責任という言葉がスポットライトを浴びたのは、イラクの人質事件のときでした。人質になったひとが国の勧告を無視してイラクに入って人質になったのだから、自己責任で国が動くことではないとか、人質救出のためにかかった費用を自己責任で人質になったひとに払わせようとかいう議論が、国会議員の中から出てきていました。そもそも、虚偽で固められた情報に基づいて自衛隊を派遣した国の責任や、人質の中には、そもそも自衛隊が派遣される以前からイラクで活動していて、自衛隊の派遣によって状況が変わり人質になったひとがいたにもかかわらずです。そもそもどのような理由であれ、自国民の安全を保障するのが国家というものの役割ではないのかという話がでて、この言葉は国家—社会の責任ということを棚上げした、その責任をあいまいにする言葉と批判されていました。この議論で既にこの自己責任ということばのひどい論理には結論が出ていたものと思っていました。

ですが、障害に関わる運動において、なぜか運動サイドから自己責任ということばができました。そのときに、わたしはこれは一部の被障害者にとって抑圧になるし、そもそも法律論争で、最後に問題になっていく、基本的人権という概念をつぶしてしまうようなことばだと指摘していました。でも、いまひとつこの言葉の意味をとらえきれていなかったと今反省しています。これは一部でなく、すべての被障害者のみならず、被差別者を抑圧することばではないかと今思っています。

そもそもこのことばは小泉構造改革、世界的レベルでの新自由主義的構造改革、更に南の国に餓死を生み出していく「構造調整」のキーワードだったのです。

小泉首相が自律とか自己責任とか言う話を格差を巡る国会の答弁の中で盛んに出していました。そこでいう自己責任とは何でしょうか？ そもそも格差はどこから起きてくるのでしょうか？ 彼はどうも努力の問題、能力の問題として出してくているようです。ですが、努力の問題、能力の問題にするのなら、出発点を同じにしなければなりません。今、そもそも教育の中に一番格差が現れています。そして、その教育が親がどれだけ投資できるかで格差が如実になってきています。子どもは親を選んでうまれてきません。金持ちの家に生まれてくるか貧乏人の家に生まれてくるかは自己責任だとでもいうのでしょうか？

そもそも小泉をはじめとする世襲議員が議員の中でどんどん増えている現実があります。自己責任などというのなら、親の看板・地盤を使って出るべきではないはずです。

今、一体何が進んでいるのでしょうか？

先日インサイダー取引で捕まった村上ファンドの村上氏は「お金儲けは悪いことなんですか」と居直りました。この話を聞きながら、小泉首相の「光があれば影がある、光が当たるのは悪い事なのですか」と格差の問題で答弁していた内容につながります。彼は、影

にも救いの手を差し伸べるといっていますが、まったくの嘘っぱちです。この間の構造改革は、影の部分の切り捨てようとする動きなのです。これらのことは、他者のことを考えないで、自分だけよければよいという、今のこの社会の原理になっている生き方を問題にしているのです。それは間違いもなく悪いことなのです。

さて、同じような話があります。今、新自由主義者によって「新しい歴史教科書」なるものが作られ、一部採用されていく動きが作られています。この間、その本を読んでいました。この教科書の本質は何か、それは他の国の立場にたって考えることができない教科書づくりだということです。これは小泉首相が靖国参拝の問題で、「自分の自由だ！」とか言って、自分勝手な、そもそも靖国の歴史性を押さえられない解釈を繰り返していることにもつながっています。こういう教科書や、国の責任者のこういう姿勢を見て育つ子どもはいったいどうなっていくのでしょうか。「他者の気持ちなど考える必要はない、他者を踏みつけて生きよ！」ということ、まさに教育されているのです。

最近、ほんとうに心がすさぶような犯罪が多発しています。これは、この「他者の気持ちを考える必要がない、他者を踏みつけて生きよ！」という教育の「成果」ではないかと思うのです。

さて、このことは被障害者にとって何を意味するのでしょうか？

先日、手話通訳の企業派遣をめぐって、昔はちゃんと会社に会社の負担で手話通訳の依頼をするようにろう者が要求していたのに、最近の若いひとは会社に要求しないで、派遣している公的な場所に依頼してくるようになったという話が出ていました。どうも、歳の問題とか、「意識の低さ」のように勘違いしているような内容だったのですが、そもそも自己責任ということが声高に叫ばれることと相即的に、社会の責任という観念が希薄になってきている、そういう中で、障害者雇用促進法が企業の社会的責任というところで作られたにも関わらず、その企業の社会的責任という考え方が崩壊している、薄らいでいく、まさにこの間の企業の構造改革の中で市場原理主義の競争第一主義の論理が、金儲け主義がはびこっていつているのではないかと思えるのです。

ひとは協働する動物として、助け合って生きる存在として「社会」をつくり上げてきたはずです。そこから、社会の責任、社会的責任という考えが生まれてきたはずです。そのことが構造改革—新自由主義的グローバリゼーションの中での構造改革—の中で解体されてきているのでしょうか？

それらのことは、福祉の全体的切捨ての中にもあらわれています。自立支援法がまさに「わたしたちを殺す気か」と障害者が叫びを上げる内容で成立しています。

一体この社会はどのように進んでいるのでしょうか？

金儲けは悪いことなのですか？ と叫んだ人は一体何のために金儲けをしているのでしょうか？

何のためということが分からない状況で総てのことが進んでいきます。

今一度、きちんと、問題をとらえ返す必要がでてきているのではないのでしょうか？

その切捨ての矢面に立たされている弱者の立場、被障害者の立場からの発言が今こそ必要なのだと思います。

(み)

## たわしの読書メモ（5）

### ・スーザン・ジョージ&ファブリッチオ・サベッリ『世界銀行は世界を救えるか 開発帝国五〇年の功罪』（朝日新聞社・朝日選書）

世界銀行の歴史を詳しく書きながら、その理論を批判しています。またその組織的硬直性、その「開発」という神話について、批判しています。著者自身が書いている、まるで「キリスト教の教会のような」神話に取り付かれ批判を許さない世界銀行のあり方への批判は的確です。

なぜ、世界銀行の生みの親的な存在のケインズからかけはなれ、ベトナム戦争時の国防長官マクナマラの世銀の拡大を経て、自然資源を無限としてとらえるようなサマーズの存在など、世銀の「あれ」としか言いようのない出発からのその矛盾を描き出した本です。

### ・スーザン・ジョージ『WTO徹底批判！』（作品社）

WTOは規制を取り除き、すべてを競争原理の中に放り込もうとしています。今の、世界的な官から民へという民営化の動きも世界的なこの流れの中からできています。スーザン・ジョージは「競争や商売を、人間存在の中心的価値とするなどというのは、まったく不条理なことである。」という提起をしています。WTOへの闘いを軸にしていくスーザン・ジョージの鋭い批判の著です。

### ・スーザン・ジョージ×マーティン・ウルフ『【徹底討論】グローバリゼーション 賛成／反対』（作品社）

スーザン・ジョージと世界銀行の論客だったマーティン・ウルフとの対論、論点はできていますが、そもそもスーザンが市場経済を前提にし、ケインズ主義的なところから批判していることの限界性を感じざるをえません。ケインズ主義が世界を救えるのかという命題がでてきます。読書前にはもっと煮詰めた議論を期待していたのですが、対論のむずかしさ、余りに詰まった議論になっていません。ただ、ここから論点を整理し、批判の全展開をしていく著の端緒になるのでとの思いはあるのですが・・・。

この本で、新自由主義の論客たちが、新自由主義-競争を自然としてとらえる観点への批判は押さえられました。新自由主義の論客たちの非論理性も。

### ・スーザン・ジョージ『ルガノ秘密報告 グローバル市場生き残り戦略』（朝日新聞社）

新自由主義的経済をすくうために、委員会に案作成を秘密裏に依頼したというところからこの話は始まります。その案が第三世界の人たちへの身の毛もよだつような答申を出した、ということで、新自由主義的グローバリゼーションが何をもたらしているのかを浮き彫りにしています。優生思想的抹殺計画とも読み取れる内容です。弱い立場のものへ更にしわ寄せしていく新自由主義的グローバリゼーションを見事にとらえ描き出している作品です。

この本での環境問題に関する論考は更に鋭さをまし、これまでのスーザンの論点が織り込まれてもいる本といえるでしょう！

この本は凝った論の進め方をしています。その面白さがあるのですが、差別に関わることはきちんと批判しないと差別を拡大助長していく恐れがあり、わたしにはとてもこのような手法では書けそうもないのですが、・・・。

## 「反情報・コミュニケーション障害」コーナー⑤

### ろう文化宣言の今②

「障害者自立支援法」成立下の手話通訳の有料化の動きの中で

今、「障害者自立支援法」成立下の手話通訳の有料化の動きがでています。どうしても分らないのです。

1995年に「ろう文化宣言」が出されました。その考え方が社会に広まり定着していれば、決して有料化の話など出てくるはずがないと思うのです。

「ろう文化宣言」の内容は、日本手話が対等な言語として認められてこなかった歴史を押しえ、手話を音声言語・書記言語から独立した対等な言語として突き出したことではないかと思います。それは「日本語対应手話」とも言われるような手話が広まる中で、手話が音声-書記言語の補完手段とか追従する言語というような考え方に多くの人がとらわれていたことがあり、それに対して、「日本語対应手話」と区別される日本手話は独自の言語であるという「ろう文化宣言」の突き出しだったわけです。これは、『ろう文化』（青土社）という本になっています。でも、まだ実際は対等な言語として認められていない、選挙の政見放送への手話通訳がまだ一部しかついていなし、国会のインターネットを利用したライブ・ビデオ放送にも手話通訳が(字幕も)ついていません。わたしはどの国もろう者がいて、その国の手話があるところにおいて、単一言語ではなく、少なくとも二言語以上の国語があるわけで、そこでの公共放送のあり方が、多言語国家モデルを援用して出されるはずなのに、まったくそのようなかけらもない現実をどうするのか、ということが問題にされるはずだと思うのですが、・・・ろう者には情報が遮断されるという意味で対等な参政権の保障さえないのです。フェミニズムの運動が参政権を焦点にして進んでいったように、ろう者の運動も参政権に焦点を当てて進んでいくことではないかという思いがあるのですが、・・・

実際は、政見放送を巡る交渉の際に役人から「手話は語彙が少ないから正確な通訳はむずかしい」とかいうわけの分からない話がでてきて、その論理に合わせて新しい手話作りなど始めている状況です。分けの分からぬというのは、まず、比較言語論・文化論的にいえば、言語として成立している言語の優劣をつけることはできないこと、もし、少ないという面があるとしたらシンプルイズビューティフル的な文化の違いがそこにあるという指摘ができるからです。それにそもそも語彙が少ないということがあれば(逆に日本語に単純に置き換えにくい手話単語があるし、日本語にない使い分けをしている場合があります)、それはろう者が聴者中心の社会から排除されてきていることから起きていることではないでしょうか？ だから、ちゃんと通訳をすべての場面につけるようにしよう、特に参政権は基本的なことだから、これには完全につけようという話になるはずなのです。ところが、逆なことを言ってくるわけです。こんな話をしたら、何をとんでもないことを言うのだと、そこで突っ込まれて、これを契機に放送に手話通訳が多くつくようになった、ということ想像するのですが、事態は全く逆に進みました。手話にはそれとセットになった指文字や他の方法があり、それで正確な通訳は可能です。公職選挙法に、本人の意見を述べるのに他者を介してはならないというような規定がある、それに違反するからようなのですが、そもそもその原稿を立候補する本人が作らねばならぬことはないわけで、ま

たいろんなスタッフが介在しています。今日規制緩和とか叫ばれていますが、規制緩和するべきではないことに規制緩和し、まさに真っ先に「緩和」すべきことを放置しているのでしょうか？ 手話通訳に関して言えば、公的な補助金を出した上で、立候補者・政党が通訳者をスタッフ的に選ばばいいわけです。スタッフの選出がその立候補者、政党の「障害者福祉」に対する姿勢を示していることとして、投票されることの基準になるはずですが、

今日、ユニバーサルデザインという考え方が広まっていますし、「障害者が生きやすい社会はみんなが生きやすい社会である」という標語も広まっています。その考え方からいけば、公職選挙法に合わないから手話通訳をつけられないというのは、ギリシャ神話のベットの寸法が合わないから足を切ったという「プロテクロスのベット」のような話です。合わないなら、ベットを大きくすればいいのです。公職選挙法の方を変えるべきなのです。(もちろんそれに便乗して金があるものが有利になるようなことには規制をきちんとかけるべきですが、・・・)

さて、手話が対等な言語であると突き出した「ろう文化宣言」は、なぜ、いろんな運動の有効な手段にならなかったのでしょうか？ たとえば、「ろう者の問題は障害者の問題というよりも、むしろ民族問題である」という突き出し(これに対してわたしは批判していますが話が煩雑になるのでここでは述べません)をしたのですが、それならば、ろうの国という議論が出てきそうなのですが、それは90%ルールなどを持ち出して、消滅させています。90%ルールというのは、「聴障者の親の90%が聴者であり、聴障者の子どもの90%が聴者である」ということなのですが、これからろう者の国づくりは難しいという結論を導き出しているのです。ですが、手話が音声言語と対等な言語であるとしたら、聴者自身が手話を選択し、ろう者の世界に入っていくということがあるはずですが(障害の医療モデルを批判しながら提起した「ろう者とは手話を第一言語とするひとたちである」というろう者規定のブレがそこに見られます)。もちろん、そこで既に資本蓄積の違いがあり、南北問題がおきて、そこでの格差から、結局聴者の世界に出稼ぎに行く(職を求める)ということにならざるをえない、というところでのろうの国づくりの意味があるのかという議論は出てくるし、民族という概念自体の洗い直しも迫られるのですが、そんな議論が起きる以前に、話が消えています。

もうひとつの道があるはずですが。それは、二言語国家論を憲法に盛り込み、公共放送、公教育、公的な場に公的な責任で手話使用を広めていく運動があるはずですが。これも、ほとんど議論されないままです。

ひとつは「宣言」を出した当人たちが、ろう者はそもそも政治が嫌いなどという、役人が「手話は語彙が少ない」と主張したような「原因と結果の取り違え」をしている。政治から排除されてきたから政治に関心を持たないで来ているのを、何かろう者の自然的特質のようにとらえるようなことがそこにあったのでしょうか、・・・。

そもそも、「ろう文化宣言」がきちんとろう者や「聴覚障害者」にどこまで広まって行ったのでしょうか？ そして「聴覚障害者」の団体でどこまできちんと議論されたのでしょうか？ そのような議論がきちんとなされていたのなら、自立支援法への批判や、有料化の動きをきちんと批判できていたのではないかと思うのです。「ろう文化宣言」の今日的とらえ返しが今必要なのではないかと思うのです。

## 被障害者の労働崇拜

Aさんへ

### なぜ、労働にこだわるのか

「自分は障害基礎年金や福祉などで生活したくない、どうしても就労したいのだ」という話がAさんから繰り返し出てきていました。確かに被障害者が労働という場から排除されてきた歴史があり、そのことに対するAさんの怒りなのだと思います。ですが、どうしても分からないのです。何々をしたいからするのだとか、何々したいことを妨げられるということでの怒りでなくて、どうして「労働したい」という形で出てくるのかが。かつて労働ということ巡って青い芝の人たちが提起してきたことをAさんはどう思われているのでしょうか？

### 青い芝の提起

「障害者運動」の新しい流れを作った青の芝(「日本脳性まひ者協会」)の人たちが、ほんとにラジカル(根源的)な(「健全者幻想」を撃つ)提起をしていました。その中で「労働」について、「労働は悪だ!」とか、「介助を受けるときに、腰を上げるのも労働だ」というような提起がありました(これらの提起の詳しい吟味は次項でやります)。「労働は悪だ」というのは、社会の中に、労働崇拜というものがあ、それに仲間の被障害者もとらわれ、就労したい・しなくちゃという思いにとらわれ、そして非被障害者より多くの努力が強いられ、「障害の重度化」ということの中で労働の場からリタイヤしていく状況を生み出していき、そんな中で、そしてそもそも就労の機会が奪われている「重度の障害者」の存在を考える中で、「労働崇拜」ということが「働かざるものくうべからず」という論理にもつながり、被障害者の存在そのものを否定する論理だということを見抜いた提起であったと思うのです。ですが、その提起は整理されぬまま、その提起を汲み取り深化させる、また運動につなげる作業がなされぬまま、歴史の中に忘れ去られているようです。その提起された内容を掘り起こし、深化させてみたいと思います。

### 労働—仕事

さて、労働ということとらえ返さねばならないのは、フェミニズムやエコロジーの問題で鋭い提起をしていたイリイチというひとの「サブシステム」ということばです。

これは、今いろんな労働といわれることがあるけれど、ほとんど意味のない活動、むしろひとに害悪をもたらす活動もあり、ひとが生きていくのになにが必要なのかということ、を、「自然」と共生して生きる民の生活からとらえ返して、「ひとの生きるのに基底となる活動」という意味で突き出しました。これを文化的なことも含めて、「ひとの幸せに生きるために必要な活動」というようなとらえ返しができるわけです。

その観点からとらえ返すと、今労働の花形とされる、営業関係の仕事はほとんど意味のない労働になります。そして企業の中でも力をもつ金融関係の労働も同じです。むしろ世界的な貧しい国への債務の取立ての中で構造調整をし、従来の食料生産から輸出品中心の農-産業に切りかえるように強要し、輸出品の大量生産の中で価格低落をもたらし更に債務を増やしていく、そういう中で輸出をあてにした食糧品の輸入もできず、飢餓を生み出し

ていく構造をみると、そのような債務の貸付をしていく銀行が、まさに餓死者を生み出している、害悪とさえいい得る構図が存在するわけです。

話が脱線してしまいました。戻します。

そもそも労働ということばの吟味から入らねばなりません。労働ということばは生物学的に規定すると「他者のためにする活動」となるようです。その規定は経済学的にも「搾取」ということとつながっているととらえられます。

さて、今村仁司さんというひとが、「サブシステム」という概念につなげて、それを「労働」ということばと区別して「仕事」と表そうと提起しています。このことは、労働を「他者のためにする活動」と規定するならば、仕事を協働する動物としての「われわれのためにする活動」と規定しえることではないかと思うのです。

さて、ここで、青い芝の提起に話を戻します。「労働は悪だ！」という突き出しは「労働は悪だ！ 労働を仕事に切りかえよう！」となります。そして前述の仕事と労働の区別をしたうえで、「腰をあげるのも労働だ」という提起は「腰を上げるのも仕事だ」と切り替えるべきです。さて、こういう規定をすると「それは「仕事」といえるのか？」という疑問をもつひとがでてきます。このあたりを別の観点からとらえかえしてみます。

#### フェミニズムにおける労働のとらえかえし

それはフェミニズムにおける労働のとらえ返しです。さきほど、イリイチの話をしましたが、彼は「シャドーワーク」という概念を持ち出しました。というのは、労働をするために、労働現場とは別の活動をしているわけです。彼が問題にしているのは、家事といわれること、これなしには人は生きられない、しかし、労働には賃金が払われるのに対して、これには賃金が払われない、影の労働になっているととらえ返しています。そこで、これを不払い労働としてとらえ、「家事労働に賃金を！」というような突き出しもされているわけです。ですが、そもそも労働と家事とそして「個人的営為」と表現される、「食う・寝る・遊ぶ」が分離されていったのが問題になります。もちろんその境界線は一部侵食されています。家事といわれていることの労働化が端的にそのことを示しています。しかし、その分離の構図は維持されています。その中で、家事までは労働とか仕事の範疇にいれなくても、個人的営為と表現されることが仕事といえるのかというような疑問が指摘されます。

#### 仕事の基底は何か

さて、わたし(たち)は、仕事を「ひと(わたしたち)が(幸せに)生きるために必要な活動」と規定しました。そこで、いったい何が必要な活動なのかという問題があります。わたしたちは協働の中で生きています。ひとが自分の食べるものを自分でつくっているわけではなく、むしろほとんど自分が使うものを他者が作ってくれているわけです。ひとは互いに助け合っていく関係として協働関係を作り上げているわけです。そのようなことを考えると、なぜ「身辺自立」などという被障害者を抑圧する論理が出てくるのか理解できません。わたしたちが機械の助けを得ていろいろ活動しているように、ひとの助けを「借りて」食事をして活動することがなぜ否定的にとらえられるのか、理解しがたいのです。

さて、そういう中でもいろいろの活動—仕事の基底となることは何か、それはひとつには生きるということ、それにもうひとつは、ひととひととの関係をどうしていくのかを示

すことです。前者は説明の必要はありません。後者はことばで自分の意志をはっきり表現できえないとされるひとでも、何がいやかを表現することにおいて、またロックインといわれる「自己の意志を表現しえない」と言われる状態になっても、そのひとの存在を周りが考えることによって、そのひとの存在そのものが周りに働きかけていくことがあるわけです。それも、本当に意味ある仕事なのです。何も言葉だけではない、そして本人が何も自覚的に意志表示しなくても働きかけていることがあるのです。

わたし自身の「吃音者」の立場からのこの問題へコメントしておきます。「吃音者」といってもさまざまですが、「吃音者」の中で、緊張するとよりどもるというタイプにおいて、どもるという行為自体が、その場の「吃音者」に対する抑圧的情况を告発しているということが言えます。もちろん、「吃音者」のほとんどはそんなことを自覚しているわけではありません。そのようなことも仕事に含まれて来ます。

一体、わたしたちはどういう社会を、どういう未来を切り開いていこうとしているのでしょうか？ ひとの幸せは何かということを考えたときに、むしろ被障害者の存在こそが、この社会の未来を切り開いていける存在だと思うのです。国際障害者年の行動計画の中で「障害者の生きやすい社会がみんなの生きやすい社会である」と突き出したように！ 勿論、これは過渡的なこと。むしろ、被障害者の存在自体が浮かび上がらない状況をどう作り出していくのが問題なのだと思います。

わたしたちは既成の労働観念にとらわれないで、一体何が必要なかをいまこそとらえ返し、何をやっていくのかをはっきりとつかんでいく岐路にたっているのではないのでしょうか？

## 反障害原論－障害問題のパラダイム転換のために－(6)

三村洋明

### 第2章 障害差別の形の違い－差別形態論

ここで述べるのは差別がどのような形で実際にあるのかという事です。このことは、差別をとらえるにあたって、比較的容易にとらえられる差別と、差別としてとらえにくい差別があり、また差別の「重い－軽い」という論議がつけねになされてきたことから、それをもう一度とらえ返そうというところで問題にしていることです。すなわちもう既に70年代の後半には、「障害の重い軽いという言い方がされるけど、差別に重い軽いがあるわけではない」という発言が被障害者自身から出ていました。そのあたりのことはなかなかちゃんととらえられず、相変わらずの「障害の医療モデル」的なところへのとらわれと相俟って、「障害が重い」として排除型（排除型とその対としてある抑圧型については本文の中で述べることで、論件先取になっているのですが、ニュアンスでつかんでおいて下さい）の差別を受けるひとたちを、「障害が軽い」とされるひとたちが、「自分たちよりももっと不幸なひとがいる」として、安堵感をもち、時には自分たちも差別する側にいるかのような幻想をもったり、実際に差別したりすることがあります。また、「重度の障害者」の一部には、「軽度の障害者」を「自分たちとは違う、障害者ではない」というとらえ方をしたり、ま

た「軽度の障害者は自分たちの独自の運動をするよりは、重度障害者の介助をすべきだ」というような主張をしたりすることが出てきます。

この抑圧型の差別については、「吃音者」の受ける差別の問題で端的に明らかにしえます。たとえば、親の子どもがどもった時の反応があります。親が困惑の表情をする、そのことが多々「吃音の高度化」をもたらします。眉のあげさげ、「落ち着いてしゃべりなさい」ということが、どもる子どもに何をもたらすのかということ、を、「吃音研究」は明らかにしています。これは、どもってはいけないという意識を子どもにもたらし、それが「吃音の高度化」をもたらします。要するに「吃音の否定性の内化」ということで、「どもることはいけないことだ」「どもらないでしゃべれ」「どもりをなくそう」ということ自体が（論件先取的にいえば、同化なり抑圧という・・・後述）抑圧型の差別なのです。もっと言えば、どもっている子どもがスムーズにしゃべったときに「やればできるじゃないの」という褒めるといふ行為自体も、次にどもったときの反応に相乗し、抑圧型の差別として機能します。

これはまさに差別なのですが、「軽度障害者」は差別の形態の違いということをとらえられず、自分たちは気持ちの持ち方を変えることによって（それは「愛される障害者」像にもつながるのですが・・・）排除されないの、差別を差別としてとらえられなかったり、差別を乗り越えられると思込むことがあります（これも後述しますが、これは抑圧型の差別の融和ということを示しえます）。それは、自分たちが主要に受ける相対的排除の性格の強い差別が差別としてとらえられないことから来ているのです。それは、自らを被障害者として突き出すことさえ拒絶しようとするこことさえ生み出します。

「吃音者」問題においても、「たいした問題じゃない、自分で勝手におおげさに考えているだけではないか」とか「気持ちの持ち方の問題だ」という周りのひとたちの意見があり、それが逆に「吃音者」へのプレッシャーになっていることがあります。そのあたりのことは、「吃音者」の間では、「吃音が軽いと言われるひとが重いと言われるひとよりも楽なわけではない」と一定の共通認識があるのですが、「吃音者」の団体でかなり古くから活動しているひとたちでも、このことをとらえ損なっているような主張が出てきています。

また、「重複の言語障害者」からもそのような意見が出ています。これに関しては、「重複の障害者」の場合、排除型の差別を多く受けるので、それが前面に出て、抑圧型の差別は後ろに退くことから来ているのです。しかし、抑圧型の差別を主要に受ける者にとっては、その「差別が軽い」ということを意味しません。そのあたりのことを押さえるのに、この差別形態論が必要なのです。

抑圧型の差別が排除型の差別より小さいとはいえない事例をこれも「吃音者」が抱え込まれている問題から指摘しえます。それは自己責任という名の抑圧の強いアメリカやカナダにおいて「吃音の素因論」研究が盛んであるという事例です。「吃音の素因論」は最も分かりやすい例は「吃音の原因は脳の中にある」とか、「吃音に関わる遺伝子がある」とか言う理論です。その研究が盛んであるということは、吃音者自身が、その素因論にとびつき、時には協力し、「どもりを治せ！」という抑圧から逃れんがために、「それは努力の問題ではなく、身体的な個人の努力ではどうしようもない問題だ」と主張していることがその背景にあるわけです。そんなことをすれば、排除型の差別を受ける可能性が大きくなることが分かりそうなものなのに、そういうものに飛びついていく、抑圧型の差別に対する

辛さがそこにあるわけです。

そもそも障害規定や「差別」ということ自体のとらえ返しが必要ですが、それを押さえたところで、もうひとつ観点を変えたところで、差別の形の違いということから差別をとらえ返ししておく必要があります。それがこの章です。

しかし、ここで述べることはあくまで、差別ということをとらえ返す作業として出す概念で、色々な概念を使って分析を試みますが、それを実体化してとらえることになると、余計な混乱をもたらします。あくまで、作業仮説として押さえてもらうことを確認して、それでも、実体主義に陥るおそれを感じつつも、分かりやすさを求めて、かなりの図式化を行います。あくまでそういう理解を助ける意味での試論として押さえておいてください。では本題に入ります。

## 第1節 絶対的排除と相対的排除

絶対的排除と相対的排除という言葉は『資本論』の絶対的剰余価値－相対的剰余価値という概念からの援用です。援用などという言葉よりもヒントを得たということの方が合っています。

差別というのは、社会的に普遍性をもった上下意識を伴う、「上」とされる者から「下」とされる者へなされる何らかの排除であると押さえています。その「何らかの排除」という場合、その「何らかの排除」ということは、「共同体－共同性からの排除」とおおまかにとらえ返すことができます。そして、その共同体からの排除と共同性からの排除とを一定区別しえます。共同体からの排除という場合、明らかに何らかの共同の空間があり、その空間を同じくしない、一部の者をいれさせないというような排除を意味します。共同性からの排除には共同体からの排除を含む（共同性からの排除 $\supset$ 共同体からの排除）のですが、単に空間からの排除だけではありません。たとえばある空間の文化をどういう文化にするかという時に、その文化－共同性から他のひとたちが既にもっている文化を排除することがあります。ここで言っている具体的内容としては、端的には植民地支配－民族差別における同化政策があげられます（同化については、後の節で詳しくもう一度とらえ返す作業をします）。

共同体からの排除を絶対的排除と規定し、共同性からの排除から共同体からの排除をひいたものを相対的排除と規定します。こんな書き方をすると差別のエレメント的にこのふたつの排除をとらえてしまいがちで、誤解を招くのですが、冒頭に書いたように分かりやすくということで、このまま進めます。

ここで、持ち出す概念は、あくまでモーメントとしてわたしは押さえています（モーメント－エレメントと区別するのは、エレメントというのは要素還元主義的なところであり、実体主義批判の立場から受け入れられないからです）。だからひとつの行為の中に、区別したふたつの排除（もしくは後にもっと細かい分類をして複数の概念になりますが）、すなわち絶対的排除も相対的排除もふくまれます。例えば被障害児を普通学校から排除する（絶対的排除をする）としても、養護学校に入れることによって、または福祉で施設に入れるなどで、社会全体から排除するわけではない、相対的に下位に（もしくは中心－周縁というところの周縁として）位置づけられるところへ組み込んでいること（相対的排除として

の組み込み) としてあるわけです。

相対的排除に関しては、差別を論じる時によく用いられる非対称性の概念を出すと理解できるでしょうか!?

さて、問題なのは、絶対的排除の場合、かなり差別として一般的にとらえられても、相対的排除に関しては差別としてとらえにくいという傾向があります。もっとも絶対的排除でも区別と差別は違うとか、さまざまに差別を合理化する論理が持ち出されます。また、逆に区別と差別をごちゃ混ぜにする論理も出てきます。

そこで、形態論からちょっと離れますが、差別規定にちょっと踏み込んでおきます。

例えば、「障害者運動」にも関わっている国家論を論じる津田道夫さんは、「天皇も差別されている」というような論理をもちだしていますが、そもそも差別という場合、この節の冒頭で述べたように、上下意識をともなった行為で、「上」とされる者から「下」とされる者への排除が差別であって、「下」とされるものが「上」とされる者を排除することを差別と言いません。勿論、「上の者」を排除するということの裏には必ず差別としての「下の者」を排除することがあり、そのことなしに「上の者」への区別などありえないということは押さえておかねばなりません。また、その分けるという行為が一定の普遍性をもたない行為であればそれも差別とは規定しません。例えばセクシュアリティの問題で、対的な好みにおいて、あるひとを選んで別のひとを選ばないということは差別として規定しにくいことです。なぜならば対的なことはひとの数ほど共鳴の仕方が違うことだからです。もっとも、対的な共鳴が単に対的なこととしてあるわけではなく、共同幻想的なことがそこに入り込んでいるわけで（というより、「共同幻想的なところから規定されている」という表現が妥当かもしれません。このあたりはわたしの中でまだよく整理できていません）、社会的な普遍性をもっているという意味では、単純に対的なことは普遍性をもたないからそこには差別はないとは言えません。しかも、ゲゼルシャフト（利害社会）では、「学歴」とか「家柄」とかが対的な選択に働くわけですから、なおさら差別の問題がそこに入り込んできます。入り込んでいるというより、選択自体が無縁なこととしてないということを押さえておかねばなりません。それは、発達ということがオルタナティブなこととしてあるとしたら、「発達」ということの中身は否定すべきことではないと言っても（それをなぜ発達という概念でくくるのかという問題がありますが）、実際にはオルタナティブなこととしてないことと同じです。それは、臓器移植や安楽死の問題についても繋がっていることです。脳死における臓器移植や「安楽死」がドナーや受け手のそのひとそのひとの生死観としてオルタナティブなこととしてあれば、それ自体が問題としてあるわけではないとしても、それが現実には差別社会の中ではひとの命が価値づけられ、ゆえに、差別的な結果をもたらしてしまう現実を押さえるならば、そのようなことを反差別の立場からは現実には認められません。

先に述べた「区別と差別は違う」という差別を合理化する論理の場合、大方このあたりの普遍性の問題をとらえそこなって、もしくは捨象しているところから出てくる論理として押さえておかねばなりません。

さて、話を戻します。相対的排除のとらえにくさというのは、ある差別の問題、それが極めて資本主義社会の土台的な差別を差別の問題としてとらえられないことからきていま

す。例えば女性の非対称性の問題を押さえるには、職業のヒエラルヒーにおける非対称性を押さえると明らかになります。逆に言うとその職業におけるヒエラルヒーを差別としてとらえなければ、差別がとらえにくくなります。

ルソーが障害者差別や女性差別をとらえられなかったということは有名ですが、現在においては、労働力の価値を巡る差別を差別としてとらえられない、能力による何らかの排除を差別としてとらえられないことから、職業における差別や能力における差別としてあらわれる他の差別、障害差別や女性差別をとらえられないという構造が生まれてきます（逆に言うと、差別の問題をとらえられないから、階級の問題も差別の問題であるという観点が抜け落ちることになると言い得ます）。廣松渉さんは労働者と資本の間の対等な契約という幻想を非対称性という概念で突き崩してみせました（『存在と意味 第2巻』岩波書店）。ここにも生産手段の所有からの排除という私有財産制と階級における差別問題があります。この私有財産制と階級の問題を差別としてとらえられないところから、階級政党が差別の問題を利用主義的にしかとらえられなかった歴史が綿々と続いているわけです。

この非対称性の概念を用いるにも、この社会で当然とされる論理自体を批判のまな板に乗せることなしには、非対称的になっているということ自体もとらえられなくなります。そういう中で非対称性がとらえにくく、相対的排除ということがなかなかとらえられなかった歴史があります。非対称性の問題としては女性差別の例をあげれば明確になっていきます。例えば、一国の首相に女性が就いている社会は女性差別がないと言い得るでしょうか？ これは、人種差別においても同様ですが、アメリカ合衆国の軍人の最高の地位に「非白人」が就いたと言っても、それで人種差別がなくなったとは言えないわけです。そもそも役割分担の固定化があること自体において、そこに明らかな非対称性があり、更にヒエラルヒーがある、その事自体が差別であるということで、そういう中で、あらゆること（＜差異＞）が“差異”（差別の根拠としての「差異」）として浮かびあがってくる構造が存在するわけです。それはさておいても、個別差別事項において、非対称性が存在すること自体が差別が存在すると言い得ることです。例えば、個別において、被差別事項を有するとされるひとの中で、社会的なヒエラルヒーにおいて「上」に位置する人がいたとしても、総体的相対的にその被差別事項で非対称性があれば、それが全体を規制するわけで（いわゆる普遍性の問題）、その規制から逃れる場合も、より以上の努力が必要とされるわけで、その努力の非対称性というところに差別の存在を明らかにすることができます。

まとめておくと、非対称性の問題としては、①役割分担の固定化ということ自体の役割の配分の非対称性②分業のヒエラルヒーの中における差別事項における非対称性③非対称性の中で被差別者が比較的上位に行くためにより多くの努力が必要という努力の非対称性、以上の3つの問題を押さえておく必要があると思っています。

さて、ここで問題にしておかなければならないのは、繰り返し起きてくる「絶対的排除と相対的排除の差別のどちらが重いのか」という論理です。差別ということは比較から起きる、差別と比較は表裏の関係にあるという意味においても、そのような比較の発想をすること自体を批判しておかねばなりません。手話で「差別」という言葉と「比較」という言葉が裏表の関係になっているのは、手話という言語の妙として、感嘆しています。

また絶対的排除がよりはっきりととらえられる差別であるところで、相対的排除よりも

重い差別というようなどらえ方が往々にして起きるのですが、南アフリカの「カラード」(差別的な意味合いをもっていますが「混血」というような訳があてられることが多い) を対象にしたH. D. クラークの『差別社会の前衛』(新泉社) のマージナリティの研究などにみられるように(本章(補節)参照)、相対的排除のモーメントの大きい被差別者は自らの価値観をどこにおくのかということで心理的葛藤に陥ります。決して相対的排除の差別を受ける者が絶対的排除の差別を受けるものよりは楽であるとは言えないと思います。

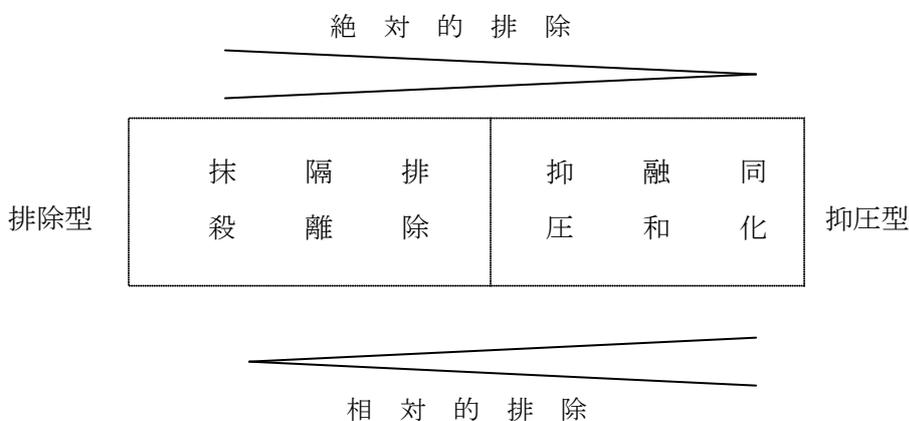
このあたりのことは吃音者のわたし自身の体験から、序や本文でも色々書いている事です。

わたしはエネルギー保存の法則の「位置エネルギーと運動エネルギーの和は一定」ということにたとえて、

絶対的排除のモーメントと相対的排除のモーメントの和は一定  
という仮説をたてています。

勿論、このような自然科学のしかも古典力学的な概念を用いて説明することでいろいろな語弊をうむことを恐れます。とりわけマルクスの意味における物象化(「社会的な関係を自然的な関係として取り違える」という錯誤)ということ考えると不安になります。また「和」などという表現を用いるとモーメントということがエレメント的にもなっています。ですが、説明の困難さの中で、説明を補充するために、あえて色々踏み込んでおきます。

さて、更に、図式化の弊害という懸念を越えて、分かり易さを追求するためにもうひとつの図式を(次節も先取りして)敢えて示しておきます。



個別の概念については次々項で説明しますが、左から右に順に「抹殺」「隔離」「排除」「抑圧」「融和」「同化」と並べます。左から右へ行けば行く程、絶対的排除の性格が弱くなり、相対的排除の性格は強くなります。一方、右から左に行けば行くほど絶対的排除の性格が強くなり、相対的排除の性格が弱くなります。また、「抹殺」「隔離」「排除」は排除型の差別とくっつけて押さえることができ、「抑圧」「融和」「同化」は抑圧型の差別とくっくれます。その「抹殺」「隔離」「排除」「抑圧」「融和」「同化」の個別概念自体もモーメントであるということを押さえた上での規定です。

## 第2節 排除型の差別と抑圧型の差別

さて、この間、絶対的排除－相対的排除という規定はあまりホピラーではなく分かりにくいということで、わたしが差別形態論の規定で最近よく使っている排除型－抑圧型の差別という規定を持ち出して説明します。先に援用した図でいうと、絶対的－相対的のモーメントの大きい小さいということで、はっきり排除型－抑圧型という区別はできることではありません。ただ、パラダイムチェンジがおきた科学の中でも、例えばニュートン力学なり、形式論理学なりもある局面においては使えるというようなところに類比して、排除型の差別として抹殺・隔離・排除を下位区分し、抑圧型の差別として（なんらかの強制を伴う）抑圧・融和・同化ということで下位区分しています。前節にも書きましたが、排除型の差別は比較的差別としてとらえられるのですが、抑圧型の差別は差別としてとらえにくい歴史がありました。例えば融和に関しては部落解放運動の中で融和主義批判として繰り返し批判されてきたことですが、いまだに、融和主義への批判が浸透していきませんし、先日その批判の歴史をどうとらえかえしているのだろうかと思える文を見ました。ある「障害者団体」が、機関紙で「健聴者との融和」などという言葉を使っているのですが、反差別の運動の中で語られて来た、なぜ融和がいけないのか、また同化ということを含めて批判しているのかということがちゃんととらえられないという歴史があります。これについては、個別概念について述べる時に詳しく書くことにします。

兎に角、この排除型の差別－抑圧型の差別ということは用語的にポピュラーで、分かりやすいので、形態論を問題にする時に使えると思います。繰り返しますが、厳密には明確な二分などできないということ、エレメントでなくモーメントだと押さえた上でです。

さて、このふたつの形の差別については、被障害者への（差別的）役割期待というところで、「役割理論」を持ち出すとかなりはっきりしてきます。色々な言葉で表現しえるのですが、ここでは明確になってくる表現をそれぞれひとつずつ挙げてみます。すなわち、前者の排除型に関する役割期待は、「障害者は迷惑をかけないように社会の片隅で生きよ！（時には死ぬ！）」と端的に表しえます。抑圧型の方は、「努力して障害を克服しろ！」という言葉で端的に示しえるでしょう。前者の方は、比較的差別としてとらえられるようになって来ましたが、後者を差別としてとらえられないという傾向がありました。しかし、その内容は発達保障論批判として突き出されていたことで、発達保障論批判がかなり浸透している中で、理解しえるのではないかと思っています。

発達保障論というのは、ひとの標準像などを描き、標準的な発達、発達の法則性なるものを（‘発達の弁証法’などということばを使って）提起しながら、「ひとはみなその発達の無限の可能性を秘めている」等と称して、その「発達の標準像」から外れるものを「障害者」と規定して、その発達保障をしていくことが、周りのものの役目だとして、学者、教育者、親、施設管理者の立場から、被障害者に発達をしいていく理論としてあったわけです。当初から、これはまさに差別だと批判されていました。まさに抑圧型の差別の典型としてあったわけです。これは今日、79年の養護学校の義務化－分離教育の推進において、発達保障論者がその一端を担う中で、この発達保障論が焦点的に議論されていたのですが、今日、この理論の破綻は、世界的なインテグレーションからインクルージョンという流れの中で、また世界的な被障害者サイドからの医療モデルの批判の中で、はっきりと示され

ています。

そこで、ひとつ議論が煮詰まっていない問題として、発達保障論批判ということ、発達の中身としての、「できるようになることを否定するのか」という議論も出ているのですが、これについて、本論から外れるのですが、コメントしておきます。

「できるようになること、をそもそもなぜ発達などというのか」の問題があります。たとえば、剣玉がうまくなったということ、を発達などとは言いません。サッカーでオーバーヘッドキックができるようになって、発達とは言いません。ひとの標準像を描き、それができるようになることをどうも「発達」と称しているようなのです。しかも、その標準像がいかなるものとして作られたのかの問題があります。どうも、労働の現場に参入していく「標準的な力」というところから来ているのではないと指摘できます。できることがオルタナティブ（選択性）のあることで、その範囲でできるように個人がやっていくことを発達保障論批判をしているものは批判していません（中にはきちんとそのあたりのことを押さえられていないひとがいるとしてもです）。ひとはこうあるべし、ということ、を強制していくということ、を批判しているし、その標準像から外れるものにとって、まさに発達保障論は抑圧でしかなかった、そのことを批判しているわけです。発達保障論批判はもう十分なされてきたし、発達保障論の破綻もはっきり示されていると思います。

さて、話を戻します。被障害者に対する役割期待について、もう少し色々な具体的な例をあげていくと問題がかなりはっきりしてくると思いますし、二分されえない表現なども出てくるのではと思えますが、別の機会にもう少し詰めることにして、輪郭は提起できたとしますので、次ぎに移ります。

## HP 更新通知・掲載予定

◆「反障害通信 8 号」アップ(06.8.9)

### お知らせ

◆ホームページは横書きのテキストファイルに近い形で作成しています。巧く印字でないひとはメールで連絡ください。また縦 2 段組みで印刷したものもあります。こちらが欲しい方も連絡もらえれば、メール・郵送にてお送りします。

### (編集後記)

◆今回は 7 月の末には文がほぼ揃って編集に入ろうとしていたのですが、突然の事務的作業が入って、そちらが中心でまわり、だいぶ遅れました。と、言ってもそもそも隔月刊だったので、それからすると早い発刊です。でも、事務的作業とはいえ、その中で得たことは多々、「瓢箪から駒」的な収穫です。理論的なことに集中すれば、それだけ早く作業は進みますが、回り道と思えることにこそ何か得ることがある、それこそが分かりやすい、何か根底的な転換のきっかけになっていく、そんな思いを新たにしています。

◆「反障害原論」は今回、当初から形態論を予定していました。ところが、読者からのメ

ールに応答をしている間に、前回の認識論的な裏づけの続きの作業として、「物象化論」を補講として挟み込もうと文を書き始めていました。ですが、前項の作業で頭がそこまで回らなくなりました。で、当初予定していた形態論を入れました。それも、以前に書いた差別形態論をほとんど引用しました。あの時書いた以上の考案が練れないのです。それでもいくつかの話を含んでいます。こなれなさを感じつつ、でも、それを超えるものがなかなか書けません。

◆最近、分かりにくい文だと言う指摘をまた言われています。分かりにくさの原因は何か、普段使われていないことばを使うことがひとつ。これに関しては、これから文の中にことばの説明をちゃんと入れていこうと思ったりしています。前項の‘物象化’ということばについてコメントしようとした試みもそのひとつです。もうひとつは、「文を書くときに、いろんな反論を考えて、それをあらかじめ全部つぶそうとして論理的な文を書こうとしているから、つまらない文になるのよ」という指摘、うーん、なるほど！ でも、たぶん、中にはわたしの文を分かりやすいというひとがいて、そのひとも、たぶんそんな志向で文を書いているひと。そういうひとにはむしろこちらの方がわかりやすくなっている。では、どうするか、ふたつ一緒にやれたらそれがよい、それこそがユニバーサル・デザインということなのだと思いますが、でも、どうも無理そう。結局とりあえず、二種類の文を書いていくことになりそうです。

◆次回は「通信」発刊一周年です。ぼつぼつ発刊自体は軌道に乗ってきているので、広げる作業に入ろうと思っています。この間お休みしている、「障害学研究会」のMLへの関わりの総括的なところを含めて「障害学研究会への提起」を巻頭言に入れようと思っています。

◆他のコーナーもいろいろ案が出てきています。こちらの方が一般的には読みやすい文になるかもしれません。

◆皆さんの意見をお寄せください。ちゃんと対話していきたいと楽しみにしつつ願っています。

## 反障害研究会

### ■会の性格規定

今、‘障害’という言葉ほど混乱した使われ方をしている言葉はありません。わたしたちは「障害者が障害を持っている」という医療モデルから、「障害とは社会が障害者と規定するひとたちに作った障壁と抑圧である」という「障害の社会モデル」に、障害概念のパラダイム（基本的考え方の枠組み）の転換を図ります。そのことを通して、障害のみならず他の差別をなくしていく反差別の理論を作り上げ、その運動に参画していきます。このホームページにアクセスしてきた方の議論への参加の中で、ともに深化と広がりを探求していきたいと願っています。

### ■連絡先

Eメール [hiro.ads@f7.dion.ne.jp](mailto:hiro.ads@f7.dion.ne.jp)

HPアドレス <http://www.k3.dion.ne.jp/~ads/>